



2024/04/08 11:20 現在の情報です。

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成8年11月21日	不動産番号	2302000301600
所在図番号	余白			
所在	高岡市伏木古府三丁目 420番地3			余白
家屋番号	420番3			余白
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造瓦葺2階建	1階	154:46	昭和50年1月25日新築
		2階	71:49	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記
			:	平成8年11月21日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和62年8月28日 第2035号	原因 昭和62年8月28日売買 所有者 高岡市伏木古府三丁目4番53号 太田正明 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>1</u>	<u>抵当権設定</u>	<u>昭和62年8月28日</u> <u>第2036号</u>	原因 昭和62年8月28日保証委託契約による求償債権同日設定 債権額 金1,600万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 高岡市伏木古府三丁目4番53号 太田正明 抵当権者 富山市丸の内一丁目8番10号 北陸保証サービス株式会社 共同担保 目録(※)第7124号 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日
2	1番抵当権抹消	平成12年8月11日 第10289号	原因 平成12年8月10日解除

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。